

○三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船規程

(平成16年4月1日規程第488号)

改正 平成18年3月22日規程(題名改正) 平成22年3月24日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院学則第6条の2第3項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸(以下「練習船」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 練習船は、水産学及び海洋学に関する実験、実習並びに研究調査等を行うとともに、他の大学(外国の大学を含む。)及び高等専門学校等の利用に供すること並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 練習船に、船長及びその他の職員を置く。

2 船長は、練習船の船務を統括する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、練習船の船務に従事する。

(船長の選考)

第4条 船長は、三重大学大学院生物資源学研究科(以下「本研究科」という。)の准教授又は講師で船舶職員法第21条第1項に規定する資格を有する者のうちから、本研究科教授会の同意を得て、学長が選考する。

第5条 船長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 船長の任期が満了するとき。

(2) 船長から辞任の申出があり本研究科教授会がこれを認めたとき。

(3) 船長が欠員になったとき。

2 船長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行うものとする。

(船長の任期)

第6条 船長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 練習船の運営等を円滑に行うため、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に船長の職にある者(以下「旧船長」という。)は、この規程により選考されたものとみなす。

3 前項により任命された船長の任期は、第6条の規定にかかわらず、旧船長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成18年3月22日規程)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に船長の職にある者(以下「旧船長」という。)は、この規程により選考されたものとみなす。

3 前項により任命された船長の任期は、第6条の規定にかかわらず、旧船長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成22年3月24日規程)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。